池田町公告　第 75 号

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６の規定により公告します。

令和８年 11 月 24 日

池田町長　矢口　稔

1　入札対象工事

工事名	令和８年度　旧広津小学校等解体工事
工事箇所	池田町大字広津字菅の田
工事概要	旧広津小学校の校舎等と旧広津保育園の園舎等の解体工事
完成期限	令和９年３月 31 日（工事の進捗状況で、協議により工期延長可能）
入札方式	一般競争入札

2　入札に参加する者に必要な資格要件（下記全てに該当すること）

入札参加資格業種及び建設業許可区分	①　解体工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 ②　令和７・８・９年度の池田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（長野県に入札参加申請を提出してあり名簿に掲載されている場合も同等とみなす）
資格総合点数及び地域要件等	①　長野県が公表している、最新版の建設工事入札参加資格者名簿に掲載の【解体】の資格総合点数が 650 点以上であること。 ②　地域要件としては、長野県中信地区に本店、支店又は営業所（以下「事業所」という。）があることとするが、次の要件も必須とする。 ・当該事業所が 60 分以内（道路事情による影響を受けない場合を想定）に本工事箇所に到着できる範囲にあること。
同種工事の施工実績	不要
配置技術者	建築業法第 26 条第１項に規定する主任技術者等を配置することができ、入札参加申請日以前３カ月以上の恒常的雇用関係にあること。
その他	①　地方自治法施行令第 167 条の４に該当しないこと。 ②　入札公告日から入札日までの間に、国、長野県、池田町から指名停止措置を受けていないこと。 ③　建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。 ④　池田町暴力団排除条例（平成 23 年池田町条例第 21 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。 ⑤　別添の特記仕様書記載事項を厳守すること。

3　入札の日程等

設計図書等の入手方法及び閲覧期間	令和８年 11 月 24 日（火）から 令和８年 12 月 18 日（金）まで	池田町公式ホームページからダウンロードすること https://www.ikedamachi.net/
入札参加申請受付	令和８年 11 月 24 日（火）から 令和８年 12 月 10 日（木）16：00 まで	提出書類 　別紙１及び別紙２ 提出方法 　池田町役場総務課財政係まで持参により提出のこと（郵送不可）
設計図書等に関する質問受付期間	令和８年 11 月 24 日（火）から 令和８年 12 月４日（金）12：00 まで	メールにて送付すること（任意様式） zaisei@town.ikeda.nagano.jp
質問への回答日	令和８年 12 月９日（水）	池田町公式ホームページにて回答する
入札参加資格確認通知書の発送	令和８年 12 月 11 日（金）	郵送にて通知する
入札開札日時及び場所	令和８年 12 月 18 日（金）11：00	郵送入札により実施する 左記を締切時刻とする

4　入札事項等

入札執行回数	入札回数は１回とし、第１回の入札をしても落札できないときは、第１回の最低入札価格者と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は１回までとする。
入札書の金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
工事費内訳書	必要 工事費内訳書（金抜内訳書全項目）に会社名、工事名を明記した表紙を添付し、第１回目の入札において提出することとし、合計金額は第１回目の入札額と一致すること。（入札額と工事内訳書の差が１万円未満の場合は一致するものとして取り扱う。）
調査基準価格	適用なし
最低制限価格	適用なし
入札保証金	免除（ただし、落札者が契約を締結しない場合は、池田町財務規則第 110 条第１項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証 （ただし、池田町財務規則第 124 条第２項の規定により金融機関等の保証等をもって納付に代えること。）
前払金	適用あり
中間前払金	適用あり
部分払金	適用あり
債務負担行為	適用なし
入札の無効	池田町財務規則第 112 条に該当する入札は無効とする。
落札者の決定方法等	①　予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札をした者を落札者とする。 ②　落札者が下記のいずれかに該当した場合は次点者を契約相手先とする。必要に応じてその手順を繰り返す。ただし、予定価格の範囲内に限る。 ア　入札参加資格確認書類及び工事費内訳書に不正が認められたとき。 イ　落札者が辞退したとき。 ウ　その他の理由により落札者と契約が不可能となったとき。

5　入札参加資格確認書類（提出書類）

・池田町建設工事一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

・参加資格確認調書（様式第２号）

6　請負代金内訳明細書の提出

契約締結後５日以内に提出すること。ただし、第１回目の入札で落札者となった場合は入札時に提出した工事内訳書（金抜内訳書全項目）をもって替えることができる。

7　異義の申立て

入札を行った者は、入札後はこの公告、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として異義の申立てはできない。

8　その他

本公告のほか、縦覧に供した関係書類を熟覧し承諾した上で入札すること。

9　問い合わせ先

総務課財政係　　電話：0261-62-3131